

# 静岡県立大学附属図書館規則

昭和62年6月19日

( 評 議 会 決 定 )

( 趣 旨 )

第1条 この規則は、静岡県立大学学則第4条の規定に基づき、静岡県立大学附属図書館（以下「図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。

( 目 的 )

第2条 図書館は、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査等を掌り、教職員並びに学生の調査研究に資することを目的とする。

2 図書館資料とは、図書、記録及び視聴覚資料その他教育及び研究に必要な資料をいう。

( 図 書 館 長 )

第3条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置く。

2 館長は、図書館に関することを統括する。

3 館長の選考は別に定める。

( 図 書 館 情 報 委 員 会 )

第4条 静岡県立大学（以下「本学」という。）の附属図書館に関する重要事項を審議するため、本学に、静岡県立大学図書館情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

( 寄 託 )

第5条 図書館は、図書館資料の寄託を受けることができる。

( 利 用 )

第6条 図書館資料の利用に関する規定は別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年6月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。